

「少年非行と貧困」 — A少年院の事例から —

シンポジスト：下西 さや子（日本赤十字広島看護大学／
法務省中国地方更生保護委員会）

1. はじめに

「非行少年」は、家庭とも学校ともうまくいっていない少年が多いのですが、中でも、少年院に入院するような非行深度の進んだ少年たちの場合、家族内で複合的な問題を抱えている上、学校とのつながりも切れているケースが目立ちます。さらに、雇用の減少のなかで立ち直りの機会を奪われ、貧困と犯罪・非行の再生産が進行しつつあります。本報告では、非行における貧困を中核とした複合的諸問題の現状を明らかにするとともに、「非行少年」の更生にいかなる援助が求められているかを考えました。

（フォーラム発表で使用した図表は、紙幅の関係で割愛しています）

2. 少年院生家庭の複合的問題

1) 成育家族の脆弱な経済基盤

少年院生の家庭の生活程度を調べた法務省の調査はいずれも、定義の曖昧な、「裕福・普通・貧困」の3分類で、しかも世帯人数も考慮されていないという点で不十分なのですが、A少年院における年次統計を見ると、それでも、3人～4人に1人が貧困世帯であること、平成13年から21年度までの8年間で貧困世帯が約2倍に増加していることが分かります。この背景には、経済不況もあるでしょうが、少年鑑別所・少年院入所少年における母子家庭の増加も影響していると考えられます。平均年収200万円未満が70%にも上っているからです。女性の貧困が子どもの貧困の世襲を招き、そのことが他のさまざまな条件を誘発し、結果として非行に至ったケースは、少年院では数多くあります。

2) 家族間の葛藤・確執の深刻化

<A少年院でのB少年の事例から>（特定されるような内容は削除しています）

実父のDVにより実母は、当時小学校低学年だった少年と幼児を連れて家を出、子ども家庭センターでの一時保護を経て、母子生活支援施設に入所。2年後、他市の公営住宅に移りました。昼はスーパーのパック詰め、夜は居酒屋の皿洗いと一日中働きましたが、年収180万円余の生活でした。児童扶養手当が受給できるよう相談員が間に入ってくれましたが、離婚届が提出されていないことで結局、認められませんでした。

DV経験のもたらす心身の外傷を抱えながら、昼夜働き続けている母親に、きめ細かな子育てを期待するのは無理でしょう。しかし、B少年は、十分に養育を受けられないことの反発を次第に母親に向けるようになり、ささいなことで衝突しては、家出を繰り返すようになりました。

中学校に入ると、深夜まで繁華街を徘徊するようになり、やがて、暴走族に加入。バイクの無免許運転で物損事故を起こし、保護観察処分を受けました。さらに保護観察中

でありながら、窃盗（食料品の万引き）、道路交通法違反（バイク 2 人乗り）等の問題行動を立て続けに起こし、14 歳で初等少年院送致となりました。

B 少年に限らず、生活に追われる親の姿に、「見捨てられている」と感じ、反抗したり、孤独感を非行交友で埋め合わせようとする少年たちは、かなりの数を占めます。親にはそういう気持ちを理解しようとする余裕がなく、むしろ、仕事を休んで警察や家庭裁判所に呼び出されたり、地域からの非難を受けたりするしんどさや情けなさの方が募りますし、被害弁償で少ない収入のほとんどがなくなってしまう場合も少なくありません。こういう負の相互作用のなかで、子どもへの虐待や、成長した子どもから親への暴力が起こることがあります。法務省が、全国の少年院在院者対象に実施した被害経験調査（2001 年度）では、約 6 割が親からの虐待を経験していることという結果が出ています。この結果については、本報告の範囲を超えますので、別の機会に譲りますが、親からの暴力に遭った少年たちの対処手段の多くが「家出」と「我慢」であることは、深刻に受け止めなければならないでしょう。

3. 貧困と犯罪・非行の再生産

1) 限られた進路 学力不足と親の経済力

家出を反復している少年は、例外なく、登校もしなくなります。休むうちに授業についていけなくなり、同級生とも疎遠になることから、本格的に不登校状態になるのです。そうすると高校や専門学校などの進学は学力的に困難になります。経済的に余裕があれば、高校卒業資格の取れるサポート校や専門学校への進学が可能になりますが、そうでなければ、進学は諦めざるを得ず、就労先も労務関係の限られた職種になります。

B 少年の事例を見てみましょう。B 少年は仮退院後、母親の許に帰住しましたが、親子関係の葛藤が解決されておらず、すぐに家を出て、住み込みでとび職として稼動を始めます。ここからが、立ち直りの一歩になるはずでした。ところが、給料不払いが続いたため離職。同じ職場だった先輩宅に居候しながら、塗装工として働き始めますが、2 か月後に仕事がなくなり、再び離職。伝手を頼って解体工として働き始めますが、遅刻を理由に 2 万円しか給料がもらえなかったことで 3 度目の離職。所持金がなくなり、空腹から無銭飲食等により逮捕。17 歳で中等少年院再送致になりました。短期間に転職を繰り返している B 少年の職歴を見た多くの方は、就労意欲が乏しく、忍耐力がないと非難の目を向けることでしょう。しかし、実際は、本人の非ではない経営縮小による給料不払いや前近代的な雇用関係のなかでの極端な減給が、B 少年だけでなく、中学卒業と同時に働き始めた少年たちに対して日常的に行われている就労環境なのです。

2) 就労機会の減少と非行の長期化

とび職、型枠工、解体工などの建設・労務関係が出院者の伝統的な職種ですが、いずれも就労先が減少し、特にリーマンショック以降の不況下では、未定者だけが上昇し、いずれの職種も急激に雇用が減少しています。それに伴って起こっているのは、「非行少年」の高年齢化です。A 少年院では、雇用の減少とともに、17 歳以上の少年の占める割合が相対的に高くなっていますが、これは、A 少年院だけの現象ではなく、暴走族に占める成人の割合がこの 10 年間で増加していることが明らかになっています（H18 年度

犯罪白書)。

このことは、これまで、非行と成育家庭の貧困からの脱出のきっかけになってきた就労が、不況下でその機会を失い、貧困からも犯罪・非行からも抜き出せない状況を物語っているのです。

4. 「非行少年」の立ち直りのために

少年院生の多くは、貧困を中核とした重層的問題を抱えています。そうであるがゆえに、支援もまた重層的でなければなりません。

1) 親への支援

非行の現場で指導対象が少年であることは言うまでもありませんが、親もまた、SOSを出しているという認識がまず必要だと思います。B少年の母親のようにDV経験者の場合、精神的にも、経済的にも追い詰められやすく、そこに子どもの非行が加わることでさらに不安定な状況が生じます。適切なサポートが得られないと、アルコールや薬物、異性への依存に至る場合があるので、医療や福祉との連携が不可欠となります。

そして、こじれた親子関係の修復には、誤解を解くための介入が必要です。未来志向での対話の機会を作ること、少年に関わっている第3者が入ることで、あっという間に氷解することが少なくありません。

2) 地域とのつながりの再構築

①学校とのつながり

少年院生は、逮捕から施設収容に至る過程で学校と疎遠になりますし、教員も「手に負えない」感からつながりが切れてしまうケースが多くありますが、仮退院時に復学予定がある場合は特に、定期的な面会、通信で受入れがスムーズに進むような配慮が望まれます。スクールソーシャルワーカーが派遣されている学校であれば、学校と司法を結ぶ役割が期待できるでしょう。

②職場の理解

少年の立ち直りに就労支援が必須です。うまく就労できた場合も、仮退院後の法的義務をめぐってトラブルになったり、少年の言語能力の乏しさから誤解を招くなどで離職に至ることも多いことから、職場への定着を援助する司法分野のソーシャルワーカーの更なる配置が求められます。

③被害者・地域との関係修復

地域に被害者が居住している場合、加害少年が再び同じ地域に戻ってくることに對して、被害者が強い抵抗を示すのは当然でしょう。欧米で取り入れられている修復的司法に学びながら、被害者と加害者の関係修復が可能になるよう、在院中からの受け入れ準備が必要になります。

これらの重層的役割を担うには、一つの部署・機関では不可能であることは言うまでもありません。少年たちの更生のためには、行政や分野の垣根を越えた、司法・教育・福祉・医療の支援のネットワーク形成が必要になります。そして、そのネッ

トワーク形成に力を発揮できるのがソーシャルワーカーであることも強調しておきたいと思います。